

伴走型技術指導実施要領

(目 的)

第1条 伴走型技術指導（以下「指導」という。）は、工業試験場職員（以下「指導員」という。）が、新製品・新技術開発、生産技術向上、量産後の維持改善等を目指す県内企業に対し、計画的な技術支援・技術指導を行うことによって企業技術力の向上を図る。

(指導の範囲)

第2条 指導の範囲は、企業独自では解決が困難な製品開発・生産性向上等に関する技術的課題等を解決するための支援、指導とする。

(指導の対象者)

第3条 指導の対象者は、次の各号に該当する企業とする。

- (1) 県内に本社、支社、生産施設又は研究開発施設等が立地すること。
- (2) 指導対象の技術支援が、生産性向上や技術力の向上に寄与すると認められるもの。
- (3) 原則として、成果の公表が可能な企業であること。

(指導の期間)

第4条 指導の期間は、当該年度内とする。継続の必要がある場合は、改めて指導の依頼手続を行う。

(指導の依頼手続)

第5条 指導を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）は、別記様式1の指導依頼書を、工業試験場長（以下「場長」という。）に提出するものとする。

(指導の決定等)

第6条 前条の提出があったときは、場長は担当部を選定し、担当部が指導計画を立案するものとする。

2 場長は、指導計画に基づき指導実施の可否を決定するものとする。

3 場長は、指導の実施を決定したときは、速やかに依頼者に対し、別記様式2の指導依頼の承諾を通知するものとする。なお、指導を行わないことを決定したときは、依頼者に対し、その旨を連絡するものとする。

(指導成果の報告)

第7条 指導員は、指導期間終了後速やかに別記様式3の指導成果報告書を場長に提出しなければならない。

(指導企業による結果の報告)

第8条 依頼者は、指導が終了した日から20日以内に別記様式4の指導結果報告書を場長に提出しなければならない。

2 原則として指導成果を展示会又は工業試験場が行う成果発表会等で公表するものとする。ただし、公表することができない正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

(指導の中止及び内容変更)

第9条 依頼者は、指導の内容等を変更または中止しようとするときは、別記様式5の指導変更依頼書を場長に提出し、別記様式6による指導変更依頼の承諾を受けるものとする。ただし、指導期間の変更については、当該年度を越えることはできないものとする。

(知的財産権の取り扱い)

第10条 指導によって生じた発明等の知的財産権については、原則として依頼者と指導員とに帰属するものとする。ただし、知的財産の持分や経費等については、別途協議して定めるものとする。

(指導員の遵守事項)

第11条 指導員は、業務上知り得た企業秘密等については、他に漏らしてはならないもの

とする。

附 則

- 1 この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 7 年 4 月 1 日施行の課題解決型重点技術指導実施要領および技術移転促進指導実施要領は廃止する。